

第48号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年6月1日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第2条第23号の規定にかかわらず、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われた場合で、規則で定める公費負担医療制度に係る被保険者等が負担すべき費用があるときは、当該費用を前項第3号及び第4号に規定する助成する医療費の範囲とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の加東市福祉医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

第48号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

現行の福祉医療費助成において、乳幼児、低学年児及び子どもに対する医療費助成について、他の公費負担医療制度を利用した場合、当該医療費に係る自己負担額については、医療費助成の範囲外となっており、その不均衡を是正するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

乳幼児、低学年児及び子どもにおいて、他の公費負担医療制度を利用した場合であっても、当該医療費に係る自己負担額を医療費助成の範囲とする。（第4条関係）

3 市財政への影響

医療費助成範囲の改定により平成30年度は、1,381千円の支出増となる。

4 施行期日 平成30年7月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(助成する医療費の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>(助成する医療費の範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> <u>第2条第23号の規定にかかわらず、医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われた場合で、規則で定める公費負担医療制度に係る被保険者等が負担すべき費用があるときは、当該費用を前項第3号及び第4号に規定する助成する医療費の範囲とする。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>

第 4 8 号議案 説明資料

加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

加東市福祉医療費助成に関する条例施行規則（平成 1 8 年加東市規則第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条」を「第 4 条、第 5 条」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条第 1 項中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 5 項」に改め、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（助成の対象とする公費負担医療制度）

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規則で定める公費負担医療制度は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項に規定する指定自立支援医療
- (2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 1 9 条の 2 第 1 項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援
- (3) 児童福祉法第 2 1 条の 5 の 2 9 第 1 項に規定する肢体不自由児通所医療
- (4) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 2 6 年法律第 5 0 号）第 5 条第 1 項に規定する指定特定医療
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める医療
- (6) 兵庫県肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成 2 0 年兵庫県健康福祉部制定）第 3 に規定する肝炎治療による医療

様式第 8 号及び様式第 9 号中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。